

旭川市施設評価基準等策定専門委員からの意見とそれに対する対応について

諮問事項	答申内容	答申に対する市の考え方	答申の反映状況
旭川市公共施設等総合管理計画推進方針について	<p>1 他の施策との連携 (1) まちなか居住の推進 少子化傾向により市内の各地域において、子どもから高齢者までの多様な世代が暮らすコミュニティを維持していくことは、財政負担の面からも困難であり、また、市内の全地域において、活力が等しく失われていくことが懸念される。 そのため、中心部において、多様な世代による、まちなか居住を推進することが必要であり、そのための誘導策の一つとして、子どもから高齢者まで多様な世代を対象とする施設や場を公共建築物又は民間事業者により確保することが望ましい。</p>	<p>公共施設等総合管理計画の推進に当たり、土地利用に関する計画等との整合性を図ることとしており、それらの計画においても、既にコンパクト化が基本的な方向性となっている。 市内の中心部は、既に社会教育施設をはじめ多様な世代が利用する施設が設置されており、今後も、その設置場所については、市内の中心部を基本としていく。</p>	<p>公共施設等総合管理計画において、各種計画との整合性について整理済みであり、既に推進方針へも反映されている。 今後、アクションプログラムにおいて、地域まちづくり推進協議会別の取組を整理する際に、中央地域における施設配置の考え方等に反映を検討する。</p>
	<p>1 他の施策との連携 (2) 移住・定住の推進 市は、移住・定住の取組を行っているが、首都圏など大都市に居住しているものにとっては、自然が豊かで過疎化が進んでいる地域に魅力を感じるものもある。 そのため、そのような地域においては、地域住民への行政サービスの提供とともに、移住・定住者を見据えた、多目的に活用できるスペースを持つコンパクトな複合施設が望ましい。</p>	<p>過疎地域における複合施設の整備については、行政サービスの提供とともに多様な世代が交流し地域コミュニティ活動の活発化を図る上でも効果的な取組であり、移住・定住者にとっても好ましい環境を整えることができるものと考えている。</p>	<p>アクションプログラムにおいて、建築年数が経過した公共建築物を抱える人口減少地域の取組として、当該地域における拠点施設を整理する。</p>
	<p>2 施設将来像の検討 (1) 数値化できない価値 公共建築物の中には、文化的意義などの数値化できない価値を持つものがあることを認識し、それらを踏まえた施設将来像の検討を行うこと。</p>	<p>公共建築物が持つ歴史的、技術的意義については、これまでも個別に整理し、利活用等の取組を行っている。</p>	<p>推進方針及び施設評価において反映する。</p>
	<p>2 施設将来像の検討 (2) 施設の転用 年少人口や生産年齢人口の減少等により、公共建築物の中には、その役割について見直しが必要なものが生じる。 そのため、施設将来像を検討する際に、施設の転用も想定しながら施設評価等を行うこと。</p>	<p>公共建築物の効果的な活用を図るため、市民サービスの向上や財政負担の状況等を考慮しながら、可能なものは転用を図りたいと考えている。</p>	
	<p>1 公共建築物廃止後の多様な選択肢の提供 市案において、公共建築物について、将来にわたり市が保有し続けるもの以外は廃止となるが、それらの公共建築物について、地域住民が主体的に関わる形での再利用の取組を検討されたい。 具体的には、建築物の規模、構造等によっては、地域住民の「日曜大工」的な参加のもと、民間事業者団体による技術指導等により、比較的、改修等が行いやすいものもあるため、その場合、関係者の役割分担や進め方等を整理し、市から、地域住民に提案するなどの取組が考えられる。</p>	<p>用途廃止した公共建築物について、既に地域住民等に貸付を行っており、今後も、当該地域内の公共建築物の状況等を考慮しながら対応する。</p>	<p>用途廃止した公共建築物の扱いについて、市有財産の効果的な活用の視点を踏まえながら、アクションプログラムに反映する。 「日曜大工」的な取組については、施設評価の結果や地域住民との関わりなどを踏まえながら、仕組みとして整理できるかどうかを含めて検討する。</p>
	<p>2 まちの活力の維持・向上 施設保有量の最適化の取組の中には、地域住民にとって抵抗感が生じるものもあるが、具体的な協議を通じて、課題を共有し、ともに地域のことを考えるきっかけとなるものである。これらのことから、より深化した形での市民との協働を図ることを、目的の一つとして意識すること。</p>	<p>公共施設等総合管理計画の上位計画である総合計画を推進する上でも、市民との協働を意識することは重要であると考えている。</p>	<p>推進方針の進め方において反映する。</p>
	<p>1 予防保全の対象施設 予防保全の対象施設を選別する際には、建築後の経過年数のほか、その使われ方や構造等を総合的に勘案することが必要である。 比較的、新しい建築物であっても、使用していない状況下であれば設備はもとより躯体自体の劣化も進むことが考えられる。また、建築後の経過年数が長くても、その後、安全性を確保した中で使用し続けることが可能なものもある。これらのことから、建築後の経過年数は、目安の一つであることを前提とし、個々の状況に応じて、予防保全の対象とすること。</p>	<p>ご意見のとおり。</p>	<p>保全計画作成指針に反映する。</p>

	<p>2 施設管理者が持つ視点 公共建築物の将来像を検討するに当たり、建築後の経過年数、老朽化度、利用状況等、数値化できるものも必要だが、建築のクオリティ（文化的な価値）を含めて、より広い視点を持つべきである。 その視点は、本来、施設管理者が意識すべきものであり、公共施設等総合管理計画の推進に当たっては、その意識を持つきっかけともなるよう、関連する取組を検討すること。 特に、「旭川市公共施設白書（概要版）」（2015年4月）の「4 今後の方向性」の最後に示されている通り、「本市の基本的な考え方に基づき、施設類型ごとに個別の計画を策定し、長期的・総合的な視点で施設マネジメントを全庁横断的に推進してゆくこと」が肝心である。</p>	ご意見のとおり。	アクションプログラムにおいて、どのように反映できるか検討する。
施設評価指針について	<p>1 公共建築物の有効活用 公共施設等総合管理計画において、施設保有量の削減に取り組むとしているが、個別の公共建築物についての議論を見ると、総じて、建て替える方向で検討が進められている。 施設評価の結果をアクションプログラムに反映する際に、今あるものを大事に使っていくという視点を意識すること。</p>	そもそも自前で建物を保有することの必要性から整理することが必要であると考えており、使えるものは使い続けることを基本としながらも、建替えや既存施設との複合化等との比較検討を行いながら判断することとなる。	施設評価において、そもそも自前で建物を持つ必要性から整理していくことを明確にする。
	<p>2 建物性能の評価 施設白書などにおいて、建物性能を見る際に、減価償却の視点からの老朽化率を重視しているが、本来は、一つ一つ診断をしながら整理するもの。今後は、できるだけ複数の項目により評価し、それらの状況と点検結果等も勘案しながら建物性能を評価されたい。</p>	ご意見のとおり。	施設評価において、建物自体の性能評価項目として、バリアフリー対応状況等を設定するほか、立地環境等も含めて評価する。
	<p>3 総合的な視点での評価 当該公共建築物固有の状況を勘案する際、まちの景観や子どもが旭川をイメージする際の象徴性、地域住民の思いなど、できるだけ、懐の深さを意識すること。</p>	公共施設等総合管理計画の推進にあたり、限られた財源の効果的な活用の視点が不可欠であり、「みんなで我慢する」という意識を醸成していくことも必要。	アクションプログラムの策定に当たり、市の考え方を持った上で、それを地域住民に提示し、協議を重ねていく過程を繰り返していく。
保全計画作成指針について	<p>1 目標使用年数の設定 （1）個々の建築物の状況に応じた取組 目標使用年数を設定することは必要であるが、性能劣化の状況は個々の建築物によって異なるため、それらの状況の把握に努め、可能なものは、目標使用年数を超えて使用し続けるようにすること。</p>	建物の現状を把握するための施設台帳を整理することとしており、個々の建物の物理的又は機能的劣化状況を判断するため作成するもので、安全面や性能等が公共施設として確保できるものは、目安とする年数を超え、さらに使用していくことが必要と考えている。	目標使用年数の設定・考え方については、計画的に保全措置を行うための目安であることから表現の修正補足を行う。
	<p>1 目標使用年数の設定 （2）まちづくりの在り方 旭川市のまちづくりの方策が、「造る」から「保全・活用」へ転換する中、施設保全の取組は、その具体的な事例であり、さらに、様々な価値を持った建物が日常生活環境の中にあるなど、市民がまちの在り方を考えるきっかけともなりうるものである。 それらも含め、施設保全の取組の意義について再認識をされたい。</p>	ご意見のとおり。	アクションプログラムの策定時はもとより、策定後も、計画推進の取組の一つとして、恒常的に、地域住民と一緒に考える取組を重ねていく。
	<p>2 推進体制 施設保全の取組を効果的に進めるため、各種保全計画の作成とともに建物情報の一元化と必要とする事業費の確保が不可欠であり、それらの全体像を整理しながら、仕組みとして機能するよう検討を進めること。</p>	ご意見のとおり。	平成 30 年度予算編成作業から段階的に導入できるよう関係部局と協議を進めていく。